

横手市議会 平成27年第2回3月定例会提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成27年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成27年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成27年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成27年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成27年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成27年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成27年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
報告第1号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	除雪作業中の車両物損事故の損害賠償
報告第2号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車の車両物損事故の損害賠償
報告第3号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	公用車の車両物損事故の損害賠償
議案第2号	横手市子どものための教育・保育給付に関する条例 (H27.4.1施行)	子ども・子育て支援法の施行に伴い、公立保育所を利用する場合の利用者負担金の徴収根拠等を定めるための条例の制定
		内容 ・公立保育所の利用者負担金の徴収について規定 ・報告義務等の違反に対する罰則 (10万円以下の過料)
		その他 ・横手市保育の実施に関する条例の廃止 ・横手市立保育所設置条例の一部改正
議案第3号	横手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (H27.4.1施行)	介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援に関する基準を定めるための条例の制定
		内容 基本的に国の省令に沿って制定する。 ・事業の人員－1人以上の保健師等専門知識を有する職員を配置。 ・記録の保存期間－市の独自基準として5年間とする。

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第4号	横手市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 (H27.4.1施行)	介護保険法の一部改正に伴い、包括的支援事業に関する基準を定めるための条例の制定	
		内容	国の省令に沿って制定する。 ・担当区域における第1号被保険者数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を1人ずつ配置。
議案第5号	横手市行政手続条例の一部を改正する条例 (H27.4.1施行)	行政手続法の一部改正に伴い、市の条例についても同様の改正を行うもの。	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行政指導における権限根拠等の明示の義務付け ・「行政指導の中止等の求め」の手続きの新設 ・「処分の求め」の手続きの新設
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「横手市市税賦課徴収条例」の一部改正 ・「横手市入湯税条例」の一部改正 ・「横手市国民健康保険税条例」の一部改正 ・「横手市介護保険条例」の一部改正
議案第6号	横手市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例等 の一部を改正する条例 (H29.12.3又は現教育長の退任日の いずれか早い日から施行)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ①横手市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正 ・別表から委員長を削る。 ②横手市教育長の給与、勤務時間 その他の勤務条件に関する条例の 一部改正 ③横手市奨学金貸付条例の一部改正 ・選考委員会の委員から教育委員 会委員長を削る。
議案第7号	横手市死亡獣畜保冷施設設置条例 の一部を改正する条例 (H27.4.1施行)	使用料を変更することに伴う条例の一部改正	
		内容	施設を使用する区分に、生後24月以上 で県の検査が不要な月齢未満の死亡牛 の区分を加えるもの。
議案第8号	横手市介護保険条例の一部を改正 する条例 (H27.4.1施行)	介護保険法の一部改正に伴う条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援事業者の指定 について、申請者を法人とする基準の 追加 ・地域支援事業の内容変更 ・介護保険料の改定

区分	議案等の名称	概要説明
議案第9号	<p>横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>(H27.4.1 施行)</p>	<p>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う条例の一部改正</p>
		<p>内容</p> <p>対象サービスの基準について国の省令に沿った改正を行うもの。また、市の独自基準として身体拘束に関する基準を追加する。</p> <p>【対象サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 複合型サービス
議案第10号	<p>横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(H27.4.1 施行)</p>	<p>融資あっせんの貸付限度額の引き上げ期間を延長するための条例の一部改正</p>
		<p>内容</p> <p>特例期間を3年延長 「平成27年3月31日まで」→「平成30年3月31日まで」</p>
議案第11号	<p>横手市観光文化施設入場料を定める条例及び横手市郷土資料館施設設置条例の一部を改正する条例</p> <p>(H27.4.1 施行)</p>	<p>施設の名称を変更するための条例の一部改正</p>
		<p>内容</p> <p>「後三年の役金沢資料館」を「後三年合戦金沢資料館」に変更。</p>
議案第12号	<p>横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例</p> <p>(H27.4.1 施行)</p>	<p>下開農村公園を廃止するための条例の一部改正</p>
		<p>内容</p> <p>別表から下開農村公園の項を削る。</p>
議案第13号	<p>横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(H27.4.1 施行)</p>	<p>道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う条例の一部改正</p>
		<p>内容</p> <p>所在地区分の見直し及び額の改正 甲地・乙地・丙地（3区分） ↓ 第一級地～第五級地（5区分） * 横手市は乙地から第四級地へ</p>
議案第14号	<p>横手市建築基準法等関係手数料条例及び横手市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(H27.4.1 施行及びH27.6.1 施行)</p>	<p>建築基準法の一部改正に伴う条例の一部改正</p>
		<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期優良住宅認定申請手数料の改正 ・ 構造計算適合性判定手数料を規定している別表第2の削除（H27.6.1 施行） ・ 特定用途制限地域における既存の建築物に対する制限の緩和の追加（H27.6.1 施行）

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第15号	横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例 (H27.4.1施行)	貸付期間を満了した若者定住促進住宅の一部を廃止するための条例の一部改正	
		内容	「若者定住促進住宅12号棟」を削る。
議案第16号	横手市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例 (H27.4.1施行)	横手市が特定行政庁へ移行したことに伴う条例の一部改正	
		内容	「知事」を「市長」に改めるもの。
議案第17号	横手市都市公園条例の一部を改正する条例 (H27.4.1施行)	都市公園法に基づく都市公園を設置及び整備するための条例の一部改正	
		内容	大森公園の都市公園化に伴い公園内の体育館、野球場、テニスコート、プール、多目的広場、グラウンド・ゴルフ場を都市公園有料施設に指定するもの。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横手市立公園条例の一部改正 ・横手市社会体育施設設置条例の一部改正 ・横手市大森町グラウンド・ゴルフ場設置条例の廃止 ・横手市大森リゾート村休憩施設設置条例の廃止
議案第18号	横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例 (H27.4.1施行)	横手市増田テニスコート、横手市雄物川スキー場を廃止するための条例の一部改正	
		内容	別表第1から横手市増田テニスコートの項及び横手市雄物川スキー場の項を削る。
議案第19号	横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (H27.4.1施行)	議会の議決を要する損害賠償の額を変更すること等に伴う条例の一部改正	
		内容	変更前 「100千円以上」 ↓ 変更後 「100万円を超える」
議案第20号	横手市教育センター設置条例を廃止する条例 (H27.4.1施行)	横手市教育センターを廃止するため設置条例を廃止する。	
		その他	横手市行政手続条例の一部改正（教育センターを削除）

区分	議案等の名称	概要説明		
議案第21号	権利の放棄について	債務者が自己破産して免責を受け、また、連帯保証人が死亡し、相続人も相続放棄したため債権回収の見込みがないため、放棄をしようとするもの。		
		内容	横手市営住宅の使用料	
		放棄額	986,900円	
議案第22号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	・横手市山内温泉保養施設 あいのの温泉 鶴ヶ池荘 ・横手市山内地場産品直売施設	
		指定管理者	株式会社 山内観光振興公社	
		指定期間	変更前	H24.4.1～H27.3.31
			変更後	H24.4.1～H28.3.31
議案第23号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	横手市大雄ふるさとセンター 1号館・3号館	
		指定管理者	株式会社 大雄振興公社	
		指定期間	変更前	H24.4.1～H27.3.31
			変更後	H24.4.1～H28.3.31
議案第24号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	・横手市増田緑地管理センター 上畑温泉 ゆーらく ・横手市増田地域間交流拠点施設 上畑温泉 さわらび	
		指定管理者	株式会社 増田町物産流通センター	
		指定期間	変更前	H24.4.1～H27.3.31
			変更後	H24.4.1～H28.3.31
議案第25号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	・横手市自然体験型交流施設 天下森ふれあい農園 ・横手市農林水産物直売・食材供給施設 地域ふれあい施設たかね ・横手市特産品生産振興センター 特産品生産施設・穀類乾燥貯蔵施設	
		指定管理者	株式会社 天下森振興公社	
		指定期間	変更前	H24.4.1～H27.3.31
			変更後	H24.4.1～H28.3.31

区分	議案等の名称	概要説明		
議案第26号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	・横手市農林水産物直売・食材供給施設 農香庵 ・横手市国産材需要開発センター	
		指定管理者	株式会社 ウッディさんない	
		指定期間	変更前	H24.4.1～H27.3.31
			変更後	H24.4.1～H28.3.31
議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市増田休養施設 真人山荘	
		指定管理者	株式会社 オフィス真人	
		指定期間	5年 H27.4.1～H32.3.31	
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市勤労者等福祉施設 サンサン横手	
		指定管理者	横手商工会議所	
		指定期間	5年 H27.4.1～H32.3.31	
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市増田観光物産拠点施設 観光物産センター蔵の駅 旧石平金物店	
		指定管理者	一般社団法人 増田町観光協会	
		指定期間	3年 H27.4.1～H30.3.31	
議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	・横手市道の駅 まめでらが～道の駅十文字 ・横手市農林産物加工施設 道の駅十文字農産物加工施設 ・横手市農林水産物・食材供給施設 道の駅十文字農産物直売所	
		指定管理者	株式会社 十文字リーディングカンパニー	
		指定期間	5年 H27.4.1～H32.3.31	
議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市農村公園39施設	
		指定管理者	百万刈農村公園管理会ほか38団体	
		指定期間	7年 H27.4.1～H34.3.31	

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第32号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市自然体験型交流施設 上畑ふるさと公園
		指定管理者	特定非営利活動法人 森の王国サルパ
		指定期間	5年 H27.4.1～H32.3.31
議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市農林産物加工施設 山内農林産物加工施設
		指定管理者	農事組合法人 山楽里
		指定期間	5年 H27.4.1～H32.3.31
議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市牧野 外畑牧場
		指定管理者	外畑牧場放牧者組合
		指定期間	5年 H27.4.1～H32.3.31
議案第35号	市道路線の廃止について	3路線の廃止	
		①下飛瀬1号線（延長257.49m）	
		②駅西三枚橋線（延長130.88m） 三枚橋地区土地区画整理事業に伴い、道路が築造されたため。	
		③下桜沢新町線（延長4,288.24m） 市道下桜沢新町線道路改良工事により起点部を改良したため。	
議案第36号	市道路線の認定について	4路線の認定	
		①駅西三枚橋線（延長341.50m） 三枚橋地区土地区画整理事業に伴い、道路が築造されたため。	
		②横手北スマートインター線（延長149.60m） (仮称) 横手北スマートインターチェンジ設置事業実施のため。	
		③下桜沢村中線（延長210.17m） ④下桜沢新町線（延長4,295.42m） 市道下桜沢新町線道路改良工事により起点部を改良したため。	